第４０６回香川海区漁業調整委員会次第

日　　時　　令和７年１月 30 日（木）
14:00～15:00

場　　所　　高松市サンポート１番１号
高松港旅客ターミナルビル７階会議室

１　開　　会

２　挨　　拶

３　議事録署名人の指名

４　議　　題

（１）くろまぐろに関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

（２）令和６年度の連合海区漁業調整委員会の開催について

（３）その他

５　その他

R7.1.30　資料1
香川海区漁業調整委員会

6水産第228961号
令和7年1月28日

香川海区漁業調整委員会
会長　北尾登史郎　様

香川県知事　池田豊人

くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同項において準用する同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

（別紙）

表　都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
※くろまぐろ（小型魚）	香川県くろまぐろ小型魚漁業	1.0 トン	令和６年４月１日～翌年３月 31 日
※くろまぐろ（大型魚）	香川県くろまぐろ大型魚漁業	0.1 トン	令和６年４月１日～翌年３月 31 日
かたくちいわし瀬戸内海系群	香川県かたくちいわし漁業	48,000 トンの内数	令和７年１月１日～12 月 31 日
まあじ	香川県まあじ漁業	現行水準	令和７年１月１日～12 月 31 日
まいわし太平洋系群	香川県まいわし漁業	現行水準	令和７年１月１日～12 月 31 日
まさば及びごまさば太平洋系群	香川県まさば及びごまさば漁業	現行水準	令和６年７月１日～翌年６月 30 日

※今回諮問

（参考１）

令和６管理年度の本県におけるクロマグロの漁獲とその対応について

○本県の漁獲可能量（令和６管理年度）

本県において、従来くろまぐろの漁獲はなく、「混獲管理」として、国から一律の漁獲可能量が割り当てられている。令和６年度（R6.4.1~R7.3.31）の本県の漁獲可能量は以下のとおり。

小型魚（30kg未満）	0.1 トン
大型魚（30kg以上）	1.0 トン

○令和６管理年度の県内クロマグロ漁獲状況　※R7.１月末時点

大型魚（30kg 以上）

漁獲なし

小型魚（30kg 未満）

月日	地区	漁法	尾数（尾）	重量（kg）
8 月 31 日～11 月 20 日	東讃地区、小豆地区、三豊地区	かつお流しさし網 さわら流しさし網	426	569

※参考：過去の漁獲量　(R4)大型魚_38.5kg　小型魚_490.2kg　(R5)大型魚_0kg　小型魚_726.3kg

○対応

・融通の制度を利用し、以下のとおり、本県の漁獲可能量を変更予定。

特定水産資源	香川県漁獲可能量	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚）	0.1 トン	1.0 トン
くろまぐろ（大型魚）	1.0 トン	0.1 トン

（参考２）

６水管第 2793 号
令和６年 12 月 17 日

香川県知事　殿

農林水産大臣　江藤　拓

くろまぐろに関する令和６管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

くろまぐろに関する令和６管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第６項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第４項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）　くろまぐろに関する令和６管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量（香川県分）	
	（変更前）	（変更後）
くろまぐろ（小型魚）	0.1 トン	1.0 トン
くろまぐろ（大型魚）	1.0 トン	0.1 トン

R7.1.30　資料２－１
香川海区漁業調整委員会

令和６年度連合海区漁業調整委員会について（協議）

１　岡山・香川連合海区漁業調整委員会

（１）事務局事前協議開催日時等

日　時　令和７年１月17日（金）13:25～14:53
場　所　香川県庁内会議室（香川県高松市）

（２）連合海区漁業調整委員会の開催について

日　時　令和７年２月17日(月)　14:00～
場　所　サン・ピーチ OKAYAMA（岡山県岡山市北区駅前町２丁目３番31号）別紙参照
会長県　岡山海区

（３）入漁協定表

ア．入漁協定表(案)

香川から岡山への入漁協定、岡山から香川への入漁協定とも、漁業種類、許可内容、許可枠の総数、漁協別の内訳等について、前年と変更なし。

イ．その他の事項等

岡山県西部海域における小型機船底びき網に係る相互入会について、香川県の船が笠岡諸島まで来ているとの苦情が岡山海区の委員から出ているが、岡山県から、連合委での言及はしない方向。

２　愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

（１）事務局事前協議開催日時等

日　時　令和７年１月７日(火)　13:23～14:33
場　所　愛媛県中予地方局（愛媛県松山市）

（２）連合海区漁業調整委員会の開催

日　時　令和７年２月12日(水)　13:00～
場　所　高松港旅客ターミナルビル７階会議室（香川県高松市）
会長県　愛媛海区

（３）入漁協定表

ア．入漁協定表(案)

香川から愛媛への入漁協定、愛媛から香川への入漁協定とも、漁業種類、許可内容、許可枠の総数、組合別の内訳等について、前年と変更なし。

イ．その他の事項等

愛媛県から入漁するかに建網については、昨年に引き続き、特に操業に関する問題はなく、漁業者同士の協議会は開催していない。連合委でも言及しない方向。

3　広島・香川連合海区漁業調整委員会

（1）事務局事前協議開催日時等

日　時　令和７年１月９日（木）13：30～15：00

場　所　広島県庁内会議室（広島県広島市）

（2）連合海区漁業調整委員会の開催について

日　時　令和７年２月25日(火)　14:00～

場　所　高松港旅客ターミナルビル７階会議室（香川県高松市）

会長県　香川海区

（3）入漁協定表

ア．入漁協定表(案)

香川から広島への入漁協定、広島から香川への入漁協定とも、漁業種類、許可内容、許可枠の総数、組合別の内訳等について、前年と変更なし。

イ．その他の事項等

特になし

令和７年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川　1

（令和７年２月　　日協定）

岡山海区から香川海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期（自～至）	操業区域	６年度許可数	備考
東部地区（玉野市以東の関係組合）	小型機船底びき網	19	胸上 19	1. 1 ～ 12.31	直島東部海面	胸上 19	許可を要す S41. 4. 8直島・胸上漁業協定
		241	日生町 110 伊里 8 邑久町 8 牛窓町 33 朝日 15 九蟠 8 岡山市 5 小串 8 胸上 46	手繰第２種（えびこぎ網漁業に限る） 1. 1 ～ 12.31 手繰第３種（そろばんこぎを除く） 10.15 ～翌4.15	小豆島北部香川県海面		相互入会 操業条件はR5.2.22 岡山・香川連合委協定のとおり
		12	たまの 12	手繰第２種（えびこぎ網漁業に限る） 1. 1 ～ 12.31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、更に弁天島西端からフクベ鼻、ハジカミ鼻、手島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面	たまの 1	許可を要す
	さわら流しさし網	30	たまの 30	5. 1 ～ 7.31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	たまの 18	許可を要す 旧日比26統の内、同時操業は16統以内とする
		2	胸上 2	5. 1 ～ 7.31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	胸上 2	許可を要す
		72	日生町 15 邑久町 5 牛窓町 23 朝日 29	5. 1 ～ 7.31	小豆島・千振島以東の香川県海面		相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 （操業方法は別途協議のとおり）
		15	牛窓町 7 朝日 8	5. 1 ～ 7.31	小豆島・千振島以西の香川県海面		相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 （操業方法は別途協議のとおり）
	まながつお流しさし網	4	胸上 2 たまの 2	6. 1 ～ 9.30	直島・豊島地先海面	胸上 2 たまの 2 （計 4）	許可を要す
	たこつぼなわ	3	胸上 3	5. 1 ～ 12.31	豊島家浦地先海面	胸上 3	許可を要す
	いいだこつぼなわ	1	胸上 1	12. 1 ～翌4.30	豊島家浦地先海面	胸上 1	許可を要す S38. 5. 8香川・岡山連合委協定
	まきえ釣り	7	たまの 7	1. 1 ～ 12.31	直島地先海面	たまの 3	許可を要す
	まだこ釣り	5	たまの 5	4. 1 ～ 12.31	直島地先海面	たまの 4	許可を要す

令和７年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川　2

（令和７年２月　　日協定）

岡山海区から香川海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期（自～至）	操業区域	６年度許可数	備考
中部地区（倉敷市児島地区関係組合）	小型機船底びき網	135	児島 31 第一田之浦吹上 9 本田之浦吹上 8 第一下津井 24 下津井 53 下西 10	手繰第２種（えびこぎ網漁業に限る。） 1. 1 ～ 12.31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、更に弁天島西端からフクベ鼻、ハジカミ鼻、手島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面	児島 11 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 2 第一下津井 7 下津井 11 下西 5 （計 37）	許可を要す
		31	児島 31	手繰第２種（えびこぎ網漁業に限る。） 1. 1 ～ 12.31	高松市大槌島東部地先海面		相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は10統以内とする
	ごち網	9	児島 3 下津井 4 下西 2	4.20 ～ 8.31	塩飽海面	児島 2 下津井 3 下西 2 （計 7）	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定
		1	児島 1	4.20 ～ 8.31	与島地先海面	児島 0	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す
	いかなご込網	6	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 1 下津井 2 下西 1	2. 1 ～ 6.30	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 （ただし丸亀地先沖を除く）	第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 0 第一下津井 1 下津井 2 下西 1 （計 4）	許可を要す
	餌料いわし込網	6	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 1 下津井 2 下西 1	7. 1 ～ 7.31	塩飽海面	第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 0 第一下津井 1 下津井 1 下西 1 （計 3）	許可を要す
	いか込網	9	児島 3 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1	4.20 ～ 5.31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 （ただし丸亀地先沖を除く）（許可証裏面図示のとおり）	児島 1 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1 （計 7）	許可を要す
	まながつお込網	9	児島 3 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1	6.15 ～ 8.31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 （ただし丸亀地先沖を除く）（許可証裏面図示のとおり）	児島 1 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1 （計 7）	許可を要す
	大型込網（大型いか込網、まながつお込網）	2	児島 1 下西 1	大型いか込網 4.20～6.20 まながつお込網 6.21～8.31	高松沖海面	児島 1 下西 0 （計 1）	S40.5.7及びS40.7.6高松市沖魚込網適正協議会協定 但し52年の連委協定により5統から2統に減船 許可を要す

令和７年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川　3

（　令和７年２月　　日協定　）

岡山海区から香川海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期（自～至）	操業区域	６年度許可数	備考
中部地区（倉敷市児島地区関係組合）	さわら流しさし網	23	児島 4 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 6 第一下津井 9 下津井 1 下西 1	5. 1 ～ 7.31	塩飽海面	児島 0 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 2 第一下津井 9 下津井 1 下西 0 （計 13）	許可を要す
	まながつお流しさし網	11	児島 3 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 5 下津井 1	6. 1 ～ 9.30	塩飽海面	児島 2 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 5 下津井 1 （計 10）	許可を要す
	かに建網	1	第一下津井 1	8. 1 ～ 10.31	手島西南海面	第一下津井 1	許可を要す
	ままかり巻きさし網	3	第一下津井 3	11. 1 ～ 12.31	広島地先海面	第一下津井 3	許可を要す
	たこつぼなわ	22	第一田之浦吹上 4 第一下津井 7 下津井 1 下西 10	5. 1 ～ 12.31 ただし 9. 1～ 9.30を除く。	塩飽海面	第一田之浦吹上 2 第一下津井 6 下津井 1 下西 10 （計 19）	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す
		3	第一田之浦吹上 1 下津井 2	5. 1 ～ 12.31 ただし 9. 1～ 9.30を除く。	西塩飽海面	第一田之浦吹上 0 下津井 1 （計 1）	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す
	いいだこつぼなわ	10	第一田之浦吹上 4 下津井 1 下西 5	12. 1 ～翌4.30	広島・手島間の海面	第一田之浦吹上 2 下津井 1 下西 4 （計 7）	許可を要す
		1	第一下津井 1	1. 1 ～ 4.30	高見島北部海面	第一下津井 1	許可を要す S40. 3.12高見・第一下津井漁協協定
		1	第一下津井 1	1. 1 ～ 4.30	本島東部海面	第一下津井 1	許可を要す S40. 3.16本島・第一下津井漁協協定
		1	下西 1	1. 1 ～ 4.30	手島北部海面	下西 0	許可を要す S41. 4.10小手島・下津井・下西漁協協定
		2	第一下津井 2	1. 1 ～ 4.30	与島地先海面	第一下津井 2	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す

令和７年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川　4

（　令和７年２月　　日協定　）

岡山海区から香川海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期（自～至）	操業区域	６年度許可数	備考
中部地区（倉敷市児島地区関係組合）	あなご延なわ	9	児島　1 第一田之浦吹上　6 本田之浦吹上　2	1. 5 ～ 3.31	小豆島東部海面	児島　0 第一田之浦吹上　2 本田之浦吹上　0 （計　2）	許可を要す S47.12.26内海町・児島地区関係漁協協定
		20	児島　3 第一田之浦吹上　6 本田之浦吹上　7 第一下津井　1 下津井　2 下西　1	1. 1 ～ 12.31	本島、与島、小与島、小瀬居島、牛島の各島により囲まれた海面	児島　0 第一田之浦吹上　2 本田之浦吹上　3 第一下津井　1 下津井　2 下西　1 （計　9）	許可を要す S43. 3.18塩飽漁連・児島地区漁連協定
	たいらぎ潜水器	23		12. 1 ～翌4.20	塩飽諸島（高見島周辺1500メートルの海面を除く）、坂出市（王越地先を除く）、宇多津町地先海面、多度津町（ただし白方地先を除く）	別紙（１）のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの
	みるくい なみがい　潜水器	備讃瀬戸たいらぎ・みるくい潜水器漁業同業組合で決定した統数		12. 1 ～翌4.20	（　隻）(1)塩飽諸島(2)坂出市(3)宇多津町(4)丸亀市(5)多度津町 （但し許可証裏面図示のとおり） （　隻）六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島、櫃石島を直線で順次結んだ線以北の海面 （ただし共同漁業権の区域を除く） （許可証裏面図示のとおり）	別紙（２）のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの
	点火いさり（点火ほこ突）	7	第一田之浦吹上　3 本田之浦吹上　3 下西　1	1. 1 ～ 12.31	塩飽海面 （ただし魚礁設置区域を除く）	第一田之浦吹上　3 本田之浦吹上　3 下西　1 （計　7）	許可を要す
		1	児島　1	1. 1 ～ 12.31	本島、与島地先海面 （ただし魚礁設置区域を除く）	児島　1	許可を要す

令和７年度　岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川　5

（　令和７年２月　　日協定　）

岡山海区から香川海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期（自～至）	操業区域	６年度許可数	備考
中部地区（倉敷市児島地区関係組合）	かにすくい網	40	児島 13 第一田之浦吹上 13 本田之浦吹上 11 下津井 1 下西 2	1. 1 ～ 12. 31	塩飽海面及び直島地先海面	児島 0 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 0 下西 2 （計 5）	許可を要す
	まきえ釣り	8	第一田之浦吹上 5 本田之浦吹上 3	1. 1 ～ 12. 31	与島地先海面	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 （計 2）	許可を要す
	まだこ釣り	220	児島 27 第一田之浦吹上 57 本田之浦吹上 56 第一下津井 12 下津井 48 下西 20	4. 1 ～ 12. 31 ただし 9. 1～ 9. 30を除く	東塩飽海面 （旧与島村、旧本島村）	児島 17 第一田之浦吹上 22 本田之浦吹上 25 第一下津井 12 下津井 38 下西 17 （計131）	許可を要す
		34	児島 5 第一田之浦吹上 12 本田之浦吹上 8 第一下津井 1 下津井 8	4. 1 ～ 12. 31 ただし 9. 1～ 9. 30を除く	西塩飽海面（広島以西）	児島 1 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 7 第一下津井 1 下津井 7 （計 18）	許可を要す
		16	第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 4 第一下津井 2 下津井 2 下西 6	4. 1 ～ 12. 31 ただし 9. 1～ 9. 30を除く	与島地先海面	第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 1 第一下津井 2 下津井 2 下西 1 （計 6）	許可を要す
		69	児島 28 第一田之浦吹上 18 本田之浦吹上 10 第一下津井 2 下津井 10 下西 1	4. 1 ～ 12. 31	直島地先海面	児島 3 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 2 下津井 7 下西 0 （計 14）	許可を要す

令和７年度　岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川　6

（　令和７年２月　　日協定　）

岡山海区から香川海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期（自～至）	操業区域	６年度許可数	備考
西部地区（倉敷市玉島以西の関係組合）	小型機船底びき網	217	黒崎連島　34 寄島町　81 大島美の浜　15 笠岡市　87	手繰第２種（えびこぎ網漁業に限る） 1. 1 ～ 12.31	県境付近海面		相互入会
				手繰第３種（そろばんこぎを除く） 12. 1 ～翌3.31 えびこぎ網漁業以外の手繰第２種 1. 1 ～ 12.31	協定書のとおり		相互入会 S60. 2.28 岡山・香川連合委協定
	さわら流しさし網	18	黒崎連島　2 寄島町　12 大島美の浜　4	5. 1 ～ 6.30	県境付近海面 （漁場はいずれも高見島以西の海面）		相互入会 S37. 4.18西讃・岡山連合委協定
	かに建網	6	黒崎連島　1 笠岡市　5	8. 1 ～ 10.31	県境付近海面　（旧西讃海区）		相互入会 S37. 4.18西讃・岡山連合委協定
	こち・げた建網	6	寄島町　2 笠岡市　4	5. 1 ～ 7.31	県境付近海面　（旧西讃海区）		相互入会 S37. 4.18西讃・岡山連合委協定
	まきえ釣り	6	笠岡市　6	1. 1 ～ 12.31	佐柳島地先海面	笠岡市　1	許可を要す
	まながつお流しさし網	5	笠岡市　2 大島美の浜　1 寄島町　2	6. 1 ～ 9.30	高見島、佐柳島、小手島以西の海面	笠岡市　2 大島美の浜　1 寄島町　2　（計　5）	許可を要す
		1	黒崎連島　1	6. 1 ～ 9.30	手島、小手島北海面	黒崎連島　1	許可を要す

令和７年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

香川→岡山 1

（ 令和７年２月　　日協定 ）

香川海区から岡山海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期（自～至）	操業区域	６年度許可数	備考
東部地区	小型機船底びき網	141	土庄中央 35 四海 69 北浦 7 唐櫃 11 内海 19	手繰第２種 1. 1 ～ 12.31 手繰第３種 10.15 ～翌4.15	岡山市と玉野市の境界から岡山県と兵庫県との境界までの岡山県海面 （旧和気・邑久海区海面）		相互入会 操業条件はR5.2.22 岡山・香川連合委協定のとおり
	さわら流網	4	土庄中央 4	5. 1 ～ 7.31	岡山市と玉野市の境界から小豆郡土庄町豊島虻崎見通し線以東の岡山県海面		相互入会
		3	香西 3	5. 1 ～ 11.30	玉野市地先海面 （ただし、鉾立地先海面を除く）	香西 0	許可を要す
	まながつお流網	3	香西 3	6. 1 ～ 9.30	玉野市地先海面 （ただし、鉾立地先海面を除く）	香西 0	許可を要す
中部地区	はえなわ	7	与島 7	1. 1 ～ 12.31	玉野市、倉敷市児島地先海面及び番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面 （ただし、島と島の間を除く）	与島 3	許可を要す
		70	与島 70	1. 1 ～ 12.31	玉野市、倉敷市児島地先海面	与島 9	許可を要す
	小型機船底びき網	58	与島 42 本島 16	1. 1 ～ 12.31	倉敷市児島地先海面	与島 33 本島 16 （計 49）	許可を要す
		18	与島 18	1. 1 ～ 12.31	倉敷市児島地先海面	与島 18	許可を要す
				9. 1 ～ 10.31	玉野市日比地先海面		許可を要す
		112	高松市瀬戸内 112	1. 1 ～ 12.31	玉野市日比地先海面		相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は12統以内とする
		164	坂出市 8 与島 72 宇多津 8 丸亀市 10 本島 29 多度津町 16 白方 10 多度津町高見 11	手繰第２種 1. 1 ～ 12.31	浅口市地先以西、真鍋島北部に至る県境付近海面		相互入会 操業条件はR3.3.18 岡山・香川連合委協定のとおり 同時操業は15統以内とする

令和７年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

香川→岡山　2

（令和７年２月　　日協定）

香川海区から岡山海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期（自～至）	操業区域	６年度許可数	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	35		12. 1 ～翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙（１）のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの
	みるくい なみがい 潜水器	備讃瀬戸たいらぎ・みるくい潜水器漁業同業組合で決定した統数		12. 1 ～翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙（２）のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの
	まきえ釣	5	与島　5	1. 1 ～ 12.31	倉敷市児島地先海面	与島　1	許可を要す
		7	与島　7	1. 1 ～ 12.31	玉野市地先海面 （ただし、旧東児町地先海面を除く）	与島　1	許可を要す
		1	与島　1	1. 1 ～ 12.31	玉野市地先以西、倉敷市児島に至る地先海面	与島　0	許可を要す
	さわら流網	19	与島　1 宇多津　1 丸亀市　7 本島　5 多度津町　1 多度津町高見　4	5. 1 ～ 6.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の水島灘	与島　0 宇多津　0 中讃西部（丸亀市）1 本島　5 中讃西部（多度津町）1 多度津町高見　4　（計 11）	許可を要す
		4	多度津町高見　4	5. 1 ～ 11.30	倉敷市下津井瀬戸、白石瀬戸を通ずる航路以南の海面で、手島甚平鼻から番所鼻見通し線以西北木島間の岡山県海面	多度津町高見　4	許可を要す
	まながつお流網	46	坂出市　4 与島　16 宇多津　19 丸亀市　4 多度津町高見　3	6. 1 ～ 9.30	岡山県倉敷市下津井灯籠鼻から笠岡市島しょ部東部に至る県境付近海面		相互入会 操業条件はS55. 4. 1 岡山・香川連合委協定のとおり
西部地区	さわら流網	2	三豊市　2	5. 1 ～ 7.31 9. 1 ～ 11.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面	三豊市　0	許可を要す
		6	観音寺　6	5. 1 ～ 7.31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面		相互入会
	点火ほこ突（点火いさり）	4	本島　4	11. 1 ～翌2月末	北木島、白石島、大飛島、小飛島各島周辺海面	本島　4	許可を要す
	小型機船底びき網	78	三豊市　5　詫間 20 観音寺 28　伊吹 25	手繰第２種 1. 1 ～ 12.31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面		相互入会

別　紙（1）

令和６年度　たいらぎ潜水器漁業実績表

香川海区から岡山海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	2	坂出市　0 与島　0 中讃西部（丸亀市）0 本島　2 中讃西部（多度津町）0	１２月１日～ 翌年４月２０日	倉敷市児島地先海面	

岡山海区から香川海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	4	児島　1 第一田之浦吹上　2 第一下津井　0 下津井　1 下西　0	１２月１日～ 翌年４月２０日	塩飽諸島（高見島周辺1500メートルの海面を除く）、坂出市（王越地先を除く）、宇多津町地先海面、多度津町（ただし白方地先を除く）	

別　紙（2）

令和６年度　みるくい、なみがい　潜水器漁業実績表

香川海区から岡山海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	みるくい なみがい 潜水器	3	坂出市　0 与島　0 中讃西部（丸亀市）　0 本島　2 多度津町高見　1 中讃西部（多度津町）　0	１２月１日～ 翌年４月２０日	倉敷市児島地先海面	

岡山海区から香川海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	みるくい なみがい 潜水器	4	児島　1 第一田之浦吹上　2 第一下津井　0 下津井　1 下西　0	１２月１日～ 翌年４月２０日	12隻 （１）塩飽諸島　（２）坂出市 （３）宇多津町　（４）丸亀市 （５）多度津町 （ただし、許可証裏面図示のとおり） 0隻 六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島、櫃石島を直線で順次結んだ線以北の海面 （ただし、共同漁業権の区域を除く。許可証裏面図示のとおり）	

令和７年度　愛媛・香川連合海区入漁協定表（案）

（令和７年２月　日協定）

香川海区から愛媛海区への入漁内訳					令和６年度内訳		
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	漁協名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船船びき網	２７	5.15 ～ 翌1.15	仏崎から江の島東端見通し線以東の海面。 ただし、円上島高頂から大崎見通し線以北を除く。		三豊市(旧大浜) 三豊市(旧仁尾町) 観音寺 伊　吹 西かがわ(旧豊浜町)	２７	0 1 0 １５ 0
ローラー吾智網	１１	1. 1 ～12.31 (従来の入漁区域) 11隻 5. 1 ～ 5.31 (入漁拡張区域) 6 隻	高井神島北端と津波島北端を結ぶ線、弓削島クシ山と御代島西端を結ぶ線、魚島南端と横島を結ぶ線、明神島高頂と津波島南端を結んだ線及び津波島北端から高井神島北端見通し1,000 メートルの点と津波島南端から明神島高頂見通し500 メートルの点を結ぶ線の５直線に囲まれた区域。		詫　間(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 三豊市(旧三崎)	１１	0 0 0
さわら流網	１９	4. 1 ～ 7.31 9. 1 ～11.30	燧　灘　海　面 (旧越智郡西部海面を除く)		三豊市(旧粟島) 〃(旧志々島) 詫　間(旧詫間) 〃　(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 観音寺 西かがわ(旧大野原) 伊　吹 与　島	１９	0 0 0 0 0 6 0 １１ 0
小型機船底びき網 (手繰第２種) (手繰第３種)	現有三豊市・観音寺市内の許可を有するもの	1. 1 ～12.31	仏崎から魚島東端見通し線以東の海面。 ただし、禁止区域を除く。		三豊市内と観音寺市内の各漁協	３６５	

令和7年度　愛媛・香川連合海区入漁協定表（案）

（令和7年２月　日協定）

愛媛海区から香川海区への入漁内訳					令和６年度内訳		
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	愛媛県漁協支所名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 船びき網	１７	6. 1～ 翌1. 15	古三崎から百貫島高頂見通し線以南の海面。 ただし、九十九山高頂から宇治島西端見通し線及び余木崎から大蔦島頂見通し線以東の海面を除く。		三　島 川之江 寒　川	１７	4 3 0
		5. 15～ 翌1. 15	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から豊島北端を見通した線以南の海面。 ただし、余木崎から大蔦島頂見通し線以東の海面を除く。				
さわら流網	7	4. 20～ 6. 15 9. 1～ 11. 30	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から円上島頂見通し線以南の海面。		寒　川	7	7
さっぱ刺網	3	8. 1～ 11. 30	〃	地元と協調して操業すること	川之江	3	0
きす・かます 刺網	１０	6. 1～ 11. 30	〃	〃　、午前中は操業禁止	川之江	１０	１０
かれい・こち 刺網	6	5. 1～ 6. 30	〃	地元と協調して操業すること	川之江	6	6
かに建網	２０	8. 20～ 10. 31	〃	〃	川之江	２０	２０
たい・はも・ あなご延縄	１３	1. 1～ 12. 31	〃	〃	川之江	１３	１３
小型機船 底びき網 （手繰第２種） （手繰第３種）	現有隻数	1. 1～ 12. 31	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から高井神島北端見通し線以南の海面。　ただし、禁止区域を除く。				

第１号議案　　令和7年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表（案）

広島⇒香川

（令和7年2月　日協定）

漁業種類		統数	漁業時期	操業区域	漁協名		R６年度実績 協定数	R６年度実績 許可統数	備考
瀬戸内海機船船びき網		10	自　7月 1日 至 12月31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島	10	10	10	・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
さごし巾着網		7	自　6月 1日 至　7月31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島	7	7	0	・許可申請に当っては所属組合の組合長の意見書を添付すること。 ・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
きすさし網		48	自　6月 1日 至　7月31日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島	40	40	0	
					浦島	5	5	0	
					鞆の浦	3	3	1	
					小計	48	48	1	
さわら流しさし網		2	自　4月20日 至　6月15日 及び 自　9月 1日 至 11月30日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島	2	2	1	
まながつお流しさし網		10	自　6月 1日 至　9月30日	三崎突端から江ノ島南端見通し線以北と古三崎から田島東端見通し線以南の香川県海面。	走島	10	10	1	
いかなご込網		30	自　3月 1日 至　4月30日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島	30	30	0	
延なわ		20	自　1月 1日 至 12月31日	旧西讃海面。 （三豊市、観音寺市地先海面）	吉和	10	10	0	
					鞆の浦	10	10	0	
					小計	20	20	0	
小型機船底びき網	手繰第２種	251	自　1月 1日 至 12月31日	六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面。	鞆の浦	67	67	13	
					走島	40	40	0	
					田島	25	25	9	
					横島	32	32	15	
	手繰第３種		自　12月 1日 至 翌年3月31日		吉和	60	60	1	
					尾道	2	2	2	
					千年	9	9	3	
					因島市	14	14	12	
					浦島	2	2	0	
					小計	251	251	55	
計		378				378	378	68	

令和７年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表（案）

香川⇒広島

（令和７年２月　日協定）

漁業種類		統数	漁業時期	操業区域	漁協別内訳		R６年度実績 協定数	R６年度実績 許可統数	備考
瀬戸内海機船船びき網		27	自　7月 1日 至　12月31日	古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百貫島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島北端見通し線以東の広島県海面。	伊吹	19	19	15	
					三豊市（旧大浜）	1	1	0	
					観音寺	3	3	0	
					西かがわ（旧豊浜町）	1	1	0	
					三豊市（旧仁尾町）	3	3	1	
					小計	27	27	16	
流し刺し網	さわら流し刺し網	19	自　4月20日 至　6月20日	旧備後海区海面。 （三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）	三豊市(旧粟島、旧志々島)	4	4	0	旧粟島2、旧志々島2
					西かがわ（旧大野原）	2	2	0	
					観音寺	6	6	5	
	まながつお流し刺し網		自　6月21日 至　10月31日		詫間（旧箱浦）	1	1	0	
					伊吹	6	6	6	
					小計	19	19	11	
たこ壷		9	自　5月 1日 至　12月31日	田島東端から円上島見通し線以東の広島県海面。	三豊市（旧志々島）	9	9	0	
小型機船底びき網	手繰第２種	320	自　1月 1日 至　12月31日	大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。	三豊市内、観音寺市内各漁協	320	320	61	
	手繰第３種		自　12月 1日 至　翌年3月31日	大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。ただし、福山市走島、同市宇治島及び同市横島の距岸500メートル以内の海面を除く。					
ごち網		3	自　4月20日 至　5月31日	旧備後海区海面。 （三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）	詫間（旧箱浦）	2	2	0	
					三豊市（旧三崎）	1	1	0	
					小計	3	3	0	
いかなご袋待網		8	自　3月 1日 至　3月31日	旧備後海区海面。 （三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）	詫間（旧箱浦） 三豊市（旧三崎） 三豊市（旧志々島）	8	8	0	詫間（旧箱浦）9、 三豊市（旧三崎）2、 三豊市(旧志々島)2 のうち8
計		386				386	386	88	

R7.1.30　資料２－２
香川海区漁業調整委員会

令和６年度連合海区漁業調整委員会
開催一覧

日　　時	連合海区名 （会長県）	参集場所	委　　員
令和７年２月17日（月） 14：00～	岡山・香川連合海区漁業調整委員会 （岡山海区）	サン・ピーチ OKAYAMA 岡山県岡山市北区駅前町２丁目３番31号	北尾会長、橋本委員、北野委員、三木委員、小見山委員、森委員、嶋野委員、筒井委員、志摩委員、松本伊委員
令和７年２月12日（水） 13：00～	愛媛・香川連合海区漁業調整委員会 （愛媛海区）	高松港旅客ターミナルビル７階会議室 香川県高松市	北尾会長、宇山委員、山口委員、大北委員、嶋野委員、松本伊委員
令和７年２月25日（火） 14：00～	広島・香川連合海区漁業調整委員会 （香川海区）	高松港旅客ターミナルビル７階会議室 香川県高松市	北尾会長、山本委員、山口委員、嶋野委員、松本悟委員、松本伊委員

岡山・香川連合海区漁業調整委員会　会場とアクセス

会場：サン・ピーチ OKAYAMA「後楽」

岡山県岡山市北区駅前２丁目３番３１号　　０８６－２２５－０６３１

和室 | 後楽 2F

56畳の和室は、会議室としてもご利用いただけます。
ワークスタイル、ロの字スタイルでの会合など、洋室会議室と同じようにご利用いただけます。

（サン・ピーチ OKAYAMA ホームページより抜粋）

ＪＲ岡山駅より徒歩７～１０分

（グーグルマップより抜粋）

岡山・香川連合海区漁業調整委員会　旅程（JR利用）

日時　令和7年2月17日(月)　14時00分～
会場　岡山市北区駅前町2丁目3番31号
サン・ピーチOKAYAMA
086－225－0631

○切符は各自でご用意ください
◎集合場所・時間:「岡山駅改札出口」12時40分

行き（高松、坂出から）

マリンライナー	28号	30号	32号
高松発	11:40	12:10	12:40
坂出発	11:54	12:24	12:54
岡山着	12:32	13:02	13:32

行き（観音寺、多度津から）

しおかぜ	12号	14号
観音寺発	11:04	12:07
多度津発	11:21	12:22
丸亀発	11:26	12:27
宇多津発	11:34	12:34
岡山着	12:11	13:11

当日の連絡先:　小林の携帯電話　090-8697-4529

帰り（高松、坂出方面）

	マリンライナー 41号	マリンライナー 43号	マリンライナー 45号	マリンライナー 47号	マリンライナー 49号
岡山発	15:13	15:42	16:13	16:42	17:13
坂出着	15:50	16:21	16:50	17:21	17:50
高松着	16:06	16:36	17:06	17:37	18:06

帰り（観音寺、宇多津方面）

	しおかぜ 17号	マリンライナー 43号	快速サンポート	しおかぜ 19号	マリンライナー 47号	快速サンポート
岡山発	15:35	15:42		16:35	16:42	
坂出着	—	16:21	16:30(発)	—	17:21	17:32(発)
宇多津着	16:09		16:34	17:08		17:37
丸亀着	16:18		16:37	17:18		17:40
多度津着	16:23		16:43	17:23		17:46
観音寺着	16:39		17:18	17:40		18:28